

意見書

平成 27 年 8 月 6 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな)

とうきょうとみなとくひがしんぼ

住 所

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏 名

ソフトバンク株式会社

だいはうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん

代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

(連絡先)



「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

このたびは、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章	頁	意見
答申案全体	答申案全体	<p>【意見】</p> <p>「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」については、2020年代に向け、従来のトレンドに加え更に超高精細映像(4K/8K)の導入等更なるリッチコンテンツの増加、社会全体のICT利活用の拡大等、データトラフィックの急増等が予想される中、固定系超高速ブロードバンドを、今後発展していくリッチコンテンツを支える重要なICT基盤と位置づけ、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」ことを目的に、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(以下、「本委員会」といいます。)において議論が行われてきました。</p> <p>本委員会では、FTTH普及促進のため、各社が多様なサービスを提供可能な「接続」において、公正な事業者間競争を実現し競争を活性化することで、低迷する利用率の向上を図るべき、という共通認識のもと、「接続」の参入障壁である事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差解消のための方策として接続料体系の見直しが必要、という方向性で議論が行われてきましたが、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)(以下、「本答申案」といいます。)では、接続料体系の見直しを見送り、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)取組について「速やかに検討を進めることが適当」とされています。しかしながら、NTT東西殿の提案である償却方法見直しは、財務会計等の観点からの企業の自主的な取組として判断されるべきものであり、コスト削減、コスト精緻化等は競争政策とは関係なくコストの適正性の観点から実施すべきものです。これらの検討を進めても、「接続」の参入障壁である事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差は解消されず、「接続」による新規事業者の参入は期待できないため、諮問の目的は達成し得ないと考えます。</p> <p>そもそも、これまでの競争政策は、NTT東西殿のボトルネック設備を開放し、「接続」により公平・透明な条件で貸し出すこと</p>

章	頁	意見
		<p>で、公正な事業者間競争のもと、それぞれの事業者がサービスや料金を工夫できるようにし、サービス競争、料金競争を促進することに主眼が置かれてきました。一方で、本答申案では、接続料体系の見直しは見送られたため、「サービス卸」の卸料金よりも「接続」による接続料が割高となり、結果として「サービス卸」の利用を助長する結論となっています。しかしながら、「サービス卸」は、再販に過ぎず、サービススペック、料金について NTT 東西殿の裁量に委ねられており、「接続」のような公平性・透明性も担保されていません。本答申案は、公平性・透明性を有する「接続」を主体としたこれまでの競争政策から、それらが担保されていない「卸」へとその主体を変更するという意味で競争政策の根幹を転換するものであり、公正な事業者間競争の観点から大きな問題と考えます。</p> <p>事業者間の競争を通じて、世界最高水準の IT 社会の実現、経済活性化と国民生活の向上を図るためには、新規参入促進による市場の活性化が不可欠であり、公正な事業者間競争を確保するためには、公平性・透明性、接続の迅速性等を確保した「接続」を中心とした競争政策を継続していくべきです。そのためにも、「接続」が「卸」と比較して不利な状況になることが無いように制度設計する必要があり、速やかに接続料体系の見直しを実施すべきと考えます。</p>
3. 光配線区画に関する新たな課題への対処の在り方	25-27	<p>【答申案】</p> <p>3. 1. 「8收容」の原則を巡る課題への対処の在り方</p> <p>したがって、まずは、NTT東西において、光配線区画における「8收容」の原則及び「8收容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。</p> <p>なお、上記の実効性を確保する観点から、「8收容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」(電気通信事業法第 33 条第4項第1号ホ)と位置付け、例えば、電気通信事業法施行規則(第 23 条の4)を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。</p> <p>また、NTT東西が「8收容」の原則を遵守しなかった場合の対応については、「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の責任に関する事項」(電気通信事業法第 33 条第4項第1号ハ)と位置付け、接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p data-bbox="622 336 1352 363">3. 2. 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方</p> <p data-bbox="593 432 2051 655">したがって、まずは、NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。なお、光配線区画情報の提供は、シェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に共通する基本的なものであるから、システム開発等の費用が発生する場合には、NTT東西の利用部門も含む接続事業者全体で費用負担することが適当である。</p> <p data-bbox="593 675 2051 799">また、総務省においては、NTT東西による上記措置の実施状況を注視するとともに、接続事業者による光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、現在開示されている光配線区画の住所情報等に加えて、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、情報開示告示を見直すことが適当である。</p> <p data-bbox="622 916 1442 943">3. 3. 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方</p> <p data-bbox="593 1011 2051 1185">NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。</p> <p data-bbox="593 1204 2051 1378">また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者に当該区画名を通知すること</p>

章	頁	意見
		<p>等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。</p> <p>総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やNTT東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p><NTT 東西殿運用に起因する競争阻害要因解消のためにも接続料体系の見直しが必要></p> <p>これまで、接続料体系の見直しについて、接続事業者がシェアアクセス方式の接続料でシングルスター方式と同様の設備の利用を行う「モラルハザード的な利用」や収容率向上インセンティブの低下の懸念を主張し続けてきた NTT 東西殿自身が、「8 収容の原則」を遵守せず、結果的に接続事業者の収容率向上を阻害するような「モラルハザード的な運用」を行ってきたことは大きな問題と考えます。この「8 収容の原則」に係る問題をはじめとした NTT 東西殿の運用に起因する諸課題は、接続事業者にとって収容率向上の大きな阻害要因となっています。</p> <p>したがって、その競争阻害要因を解消する措置を講じるのは当然のことですが、このように接続事業者と競争関係にある NTT 東西殿の運用次第で競争環境が大きな影響を受ける状況を解消するためにも、配線区画に依存しない接続料体系へと見直しを図ることが根本的な解決策と考えます。</p>
6. 加入光ファイバに係る接続料の算定方法に関する考え方	45-46	<p>【答申案】</p> <p>6. 2. 加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置</p> <p>戸建て向けのFTTH市場において「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、上記4や上記5で事業者等やNTT東西自身も提案したように、この提供形態が利用される際の接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要であり、接続事業者に対する加入光ファイバ1芯線当たりの接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p><1 ユーザ当たりのコスト負担格差解消が必要></p>

章	頁	意見
		<p>FTTH 市場において「接続」が広く活用されるためには、競争事業者と圧倒的なシェアを持つNTT東西殿との間の公正な競争を確保することが必要不可欠です。「接続」の参入障壁は事業者間の 1 ユーザ当たりのコスト負担格差であり、その解消なくして新規参入や事業者間競争の促進効果は期待できません。競争阻害要因解消のためには、接続料体系の見直しが必要と考えます。</p> <p>【答申案】</p> <p>NTT東西が当審議会におけるヒアリングの中で提案した償却方法の定額法への見直しについては、財務会計等の観点からの企業の自主的な取組と位置付けられるものの、これが実施されれば、少なくとも当面は、加入光ファイバに係る接続料全体が低廉化する効果を持つと考えられ、平成 28 年度から実施した場合には企業努力による更なる効率化・費用削減、「コスト把握の精緻化」の取組に関する効果と併せて「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」とNTT東西自身が表明したように相当の接続料の低廉化が期待できるものである。</p> <p>【意見】</p> <p><NTT 東西殿提案では競争促進不可></p> <p>NTT 東西殿提案では、先述した事業者間の 1 ユーザ当たりのコスト負担格差は解消されないため、新規事業者の参入は期待できません。結果、事業者間の競争促進、FTTH サービス利用率の向上等を達成することはできず、諮問の目的に沿った競争政策にはなりません。また、その示された接続料の低廉化の効果すら何ら確約・保証されたものではなく、加えて、接続料水準の予測は NTT 東西殿自ら「大胆な推計」と弁明している通り新規需要拡大を前提としているため、新規参入や事業者間競争が促進できない本答申案の結論では、接続料の低廉化自体が非現実的な想定としか言えません。</p> <p>【答申案】</p> <p>しかし、NTT東西による上記の取組と併せて接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉</p>

章	頁	意見
		<p>化することもあり得ると考えられる。その場合、ケイ・オプティコムが意見を示したように競争環境が劇的に変化し、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもあるため、急激な接続料水準の低廉化が「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要である。</p> <p>このため、まずは、NTT東西において、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」といった取組について、平成 28 年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p><接続料低廉化影響・NTT 東西殿提案の検証は不十分であり結論は拙速、接続料体系見直しに向け議論を尽くすべき></p> <p>NTT 東西殿提案による取組と接続料体系の見直しを同時に行った場合に、接続料水準がどの程度急激に低廉化するの か、「自己設置」「卸役務」との比較、設備投資インセンティブに与える具体的影響等の検証は全く行われていません。また、接 続料体系の見直しについては、諮問に沿ってその効果や妥当性等を丁寧に評価検証された一方、NTT 東西殿提案はそうい ったプロセスがなく、進め方に問題があると考えます。そのような状況で、具体的なデータ等の根拠も示されない中、「接続料 水準が急激に低廉化することもあり得る」、「三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれもある」という憶測に基づき、 接続料体系の見直しを見送る一方、NTT 東西殿提案を鵜呑みにし検証もなされないまま「速やかに検討を進めることが適 当」、と結論を出すのは拙速であると考えます。「自己設置」「卸役務」との比較、設備投資インセンティブに与える具体的な影 響等を検証し根拠を示した上で判断すべきです。</p> <p>【答申案】</p> <p>また、接続料の低廉化をより確実なものとするため、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合には、希望する事業者 に対して、電柱・土木設備の施設保全費等の負担を一時的に「契約者数比」で算定するなどの措置により、当該年度の接続 料を前年度と同水準以下として、その差額はNTT東西の設備管理部門が一時的に負担することとし、この一時的な算定方法</p>

章	頁	意見
		<p>の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p><接続料体系の見直しには合理性あり></p> <p>この一時的な接続料体系の見直しに係る本答申案記載は、少なくとも、費用の一部を契約者数比で算定する、という接続料体系の見直しに関する考え方に合理性があることを示すものと考えます。ただし、本答申案のとおり、一時的に契約者数比で算定した費用を後年度回収するとした場合、エントリーメニュー同様の仕組みとなるため、エントリーメニュー同様に利用事業者が出てこないことは明らかであり、実施する意味はありません。また、費用算定の際の「契約者数比」が全事業者の平均契約者数を指すのであれば、希望事業者に限定して実施する理由はないと考えます。よって、希望事業者のみを対象とした一時的な措置としてではなく、接続料体系の見直しを行うべきです。</p>
	46	<p>【答申案】</p> <p>6. 3. 「サービス卸」の卸料金との関係</p> <p>「自己設置」「接続」「卸役務」の適切なバランスを確保する観点からは、電気通信事業者が「自己設置」「接続」「卸役務」という三形態の中から選択を行う際に、接続料と「サービス卸」の卸料金の水準を参照した上で選択することになると考えられることから、総務省においては、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料と「サービス卸」の料金水準やFTTH市場における競争の状況に関する検証を定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p><公正競争確保のため、「接続」を中心とした競争政策を推進すべき></p> <p>そもそも、これまでの競争政策は、NTT 東西殿のボトルネック設備を開放し、「接続」により公平・透明な条件で貸し出すことで、公正な事業者間競争のもとそれぞれの事業者がサービスや料金を工夫できるようにし、サービス競争、料金競争を促進することに主眼が置かれてきました。今回、加入光ファイバに係る接続制度については、NTT 東西殿が設定する光配線区画</p>

章	頁	意見
		<p>に起因した事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差が「接続」による参入障壁となっていることから、接続料体系の見直しに向け議論が行われてきましたが、本答申案の結論では接続料体系の見直しは見送られたため、「サービス卸」の卸料金よりも「接続」による接続料負担が割高となり、「接続」が「卸」と比較して不利な状況となることが想定されます。結果、「サービス卸」のみが促進されることとなりますが、「サービス卸」については、これまでも接続事業者が一様に主張している通り、NTT 東西殿のサービスの再販に過ぎず、サービスは NTT フレッツと同じものであるため、サービス競争は促進されず、料金は NTT 東西殿の卸価格に大きく左右されるため、料金競争も限定的です。その「サービス卸」を促進する本答申案は、公平性・透明性を有する「接続」を主体としたこれまでの競争政策から、それらが担保されていない「卸」へとその主体を変更するという意味で競争政策の根幹を転換するものであり、公正な事業者間競争の観点から大きな問題と考えます。</p> <p>事業者間の競争を通じて、世界最高水準の IT 社会の実現、経済活性化と国民生活の向上を図るためには、新規参入促進による市場の活性化が不可欠であり、公正な事業者間競争を確保するためには、公平性・透明性、接続の迅速性等を確保した「接続」を中心とした競争政策を継続していくべきです。また、FTTH におけるサービスの多様化・イノベーションのためには、「接続」方式の拡大が不可欠であり、「サービス卸」の促進では実現できません。そのためにも、「接続」が「卸」と比較して不利な状況になることが無いように制度設計する必要があり、速やかに接続料体系の見直しを実施すべきと考えます。</p>
	47	<p>【答申案】</p> <p>6. 4. 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、今回の諮問事項への対応としては、上記6. 2のとおり、NTT東西自身が加入光ファイバに係る接続料の低廉化に向けた取組を実施し、総務省がその取組の実施状況を注視することが当面の措置としては適切と考えるが、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】 <3年後の見直しでは手遅れ、直ちに接続料体系を見直すべき> 2020年に向け、世界最高レベルのICT基盤を普及・発展させ、経済活性化や国民生活の向上を実現するためには、3年後の見直しでは手遅れです。先述の通り、「接続」による参入障壁解消のため、接続料体系の見直しを行うべきと考えます。</p>
	47-48	<p>【答申案】 6. 5. 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し</p> <p>「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」が平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計されたものであることを踏まえ、NTT東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当である。</p> <p>【意見】 <LRICの光ケーブルの経済的耐用年数に変更があった場合直ちに加入光ファイバにも適用すべき> 平成27年1月に公表された「長期増分費用モデル研究会」報告書に係る意見募集において、総務省より、長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)モデルに用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、適時に更新することが適当、との考えが示されています。加入光ファイバ接続料に用いる光ケーブルの経済的耐用年数は、現在、LRICの考えを踏まえLRICと同一のものが用いられており、今後LRICモデルにおいて経済的耐用年数が見直された際は、当然のことながら直ちに加入光ファイバ接続料に用いる光ケーブルの経済的耐用年数にも反映すべきと考えます。</p>

以上